

同意書

改正法（建築基準法・建築物省エネ法）の審査対応について

申請建築物の確認審査において、令和7年4月1日以降の審査対応については、以下の内容を確認し同意します。

確認同意者名（自署）_____ 事務所名_____

※確認同意者：管理建築士又は確認申請書・第二面2欄の代理者

- ① 確認申請中の申請建築物について、確認審査期間の延長など確認処理ができずに改正法施行日（令和7年4月1日）以降には、改正法の規定適用に基づき、審査機関から求められた追加図書を速やかに提出していただきます。
- ② 改正法適用に伴い新2号建築物となる木造2階建ての申請建築物については、改正法施行日以降になった際に審査機関の求めに応じ、構造関係規定への適合が確認できる図書を提出していただきます。※追加手数料の請求も発生します。
- ③ 改正法適用に伴い新3号建築物以外の申請建築物については、改正法施行日以降になった際に審査機関の求めに応じ、省エネ基準への適合が確認できる図書を提出していただきます。※追加手数料の請求も発生します。
- ④ 追加図書については、申請中の設計図書との整合性を管理建築士が確認した図書を提出していただきます。尚、追加図書に不整合があった場合には、申請中の物件を取り下げてください、再申請していただく場合があります。